

～ウィズコロナ・ポストコロナの税制改正に対応！～

# 2022年度 税制改正支援策

新型コロナウイルス  
感染症関連支援施策

【令和4年度税制改正大綱】

税理士が中小企業経営者に

説明するべきポイントを解説。

2022年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が、国会で成立し、交付・施行されました。そこで本セミナーでは、賃上げの積極的な支援や、地方の活性化やネットワーク整備を加速させる支援など、税制改正のポイントをわかりやすく解説します。

新型コロナウイルス感染症に負けない経営力強化のために、是非、皆様のご参加お待ちしております。

日時

令和5年1月24日(火) 18:00～20:00

会場

たがわ情報センター

(田川市番田町 2-1 TEL 0947-49-3220)

定員

24名 (先着順となります。) ※会員・非会員問いません。

講師

(株)フォーグッドコンサルティング 取締役

税理士 宗形 悠平 (むなかた ゆうへい) 氏

受講  
無料

## 【主な講座内容】

- ◎法人税・所得税・資産税・消費税関係の改正
- ◎新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置
- ◎電子帳簿保存法の概要、電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の宥恕措置
- ◎適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る登録手続きの見直し

## 《プロフィール》

近畿大学を卒業後、会計事務所に入社。約10年以上の間において100社以上の中小零細企業の会計や経営者と経営について財務面からの数字を分析と節税のアドバイスを行う。主に会計や税務を担当し、財務の数字の分析や融資における経営計画書の作成や、節税のアドバイスを100社以上の中小零細企業の経営者や個人事業主に対して行ってきた。顧問先の多くが、商工会議所の会員と同様の規模であったため、商工会議所のセミナーに来る受講者の本当の経営課題や悩みを熟知し経営者および個人事業主から信頼を得ている。

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX又はTELにて、**1月20日(金)**までにお申し込みください。

申込先

田川商工会議所 中小企業相談所 (TEL 0947-44-3150 FAX 0947-45-6073)

受講方法

- ※会場は新型コロナウイルス感染症感染予防対策を万全に取って開催いたします。
- ※参加者はマスク着用での受講及び消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ※当日に発熱や咳が出る方の参加はお控え下さい。

1/24(火)開催

「2022年度 税制改正支援策」セミナー受講申込書 ※このままのサイズでFAXして下さい。

田川商工会議所 行 (FAX 0947-45-6073)

令和4年 月 日

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			

※ご記入いただいた個人情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。